

測量調査業務委託仕様総括

本業務を受注した者は、新潟県土木部が定める「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」に準じて、仕様書及び設計図書のほか、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号。）により、関係法令を遵守し業務を実施するものとする。

測量調査業務委託仕様総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員含む）から指示があった場合において受注者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

- (1) 関連する別途発注業務委託（ －－－－－ ）
- (2) 業務の時間的制限（ －－－－－ ）
- (3) 特別な関係機関協議の必要（ －－－－－ ）
- (4) その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ －－－－－ ）

3. 用地（借地）及び地元調整等について

- (1) 用地（借地）の未処理箇所（ －－－－－ ）
- (2) 近接作業制限（ －－－－－ ）
- (3) その他

4. 成果品の納入及び納入方法について

- (1) 報告物品及び提出部数 ※設計業務の成果と兼ねて差し支えない

物 品 名	提出数	仕 様 等
報告書	1	
報告書電子成果	1	PDF 及びワード又はエクセル
図面	1	報告書に添付（設計済のもの）
図面原図（電子データ）	1	CAD データで提出（SFC）
図面縮小版（A3 用紙程度）	1	

- (2) その他（特記事項）：要協議

5. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第 1 回打合せがある場合において、受注者は契約後速やかに監督員と協議して打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回 数	立会い	備 考
第 1 回打合せ	1	○	簡易設計と合わせ 1 回
中間打合せ	1	○	簡易設計と合わせ 1 回
成果品納入時	1	○	簡易設計と合わせ 1 回

路線測量業務特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、契約書及び「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」(新潟県土木部)(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、市道整備事業の一環として計画している市道江添上谷内線道路改良事業の設計に資するため、路線測量を行うものとする。

(場所)

第3条 業務位置は新潟県魚沼市 中島 地内で別添位置図に示すとおりである。

(一般条項)

第4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般条項は次のとおりである。

(1) 測量範囲及び予定線については事前に監督員と打合せ、承認を得るものとする。

(2) 作業に伴う伐採及び刈り払いについて

伐採等は地権者等の同意を得ると共に業務遂行上必要最小限にとどめる。また、伐採した有価木は附近に整理し、みだりに第3者に被害を与え、トラブルを生じることのないよう留意するものとする。

第2章 作業条件

(作業基本条件)

第5条 測量作業の基本条件設計書のとおりである。

本測量の基準点は、監督員と協議し決定すること。

(貸与資料)

第6条 貸与資料は測量調査業務委託仕様総括表のとおりとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量等)

第7条 本作業における作業項目及び数量等は設計書のとおりとする。

(作業の留意点)

第8条 測量作業の実施に際し、設計書の内容を十分把握し作業すること。疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

第4章 打合せ

(打合せ)

第9条 打合せの回数は設計書の数量とする。ただし、必要が生じた場合はその限りではないが設計変更の対象とはしない。

第5章 成果品

(成果品)

第10条 提出すべき成果品及び提出部数は「測量作業規定・運用基準」によるほか、共通仕様書に掲げるもののうち仕様総括表によるものとする。

(成果品の装丁等)

第11条 成果品の装丁等は次のとおりとする。

(1) 製本は極力分冊を避け、また分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとする。

(2) 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。

(3) 提出先

魚沼市役所本庁舎 産業経済部 建設課 工務係

第6章 契約変更

(契約変更)

第12条 契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

ただし、軽微なものについては変更の対象としないものとする。

(1) 第5条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。

(2) 第7条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。

(3) 工期の変更が生じた場合。

用地調査等特記仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

- 第1条 この特記仕様書は、市道江添上谷内線測量設計業務委託に係る用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 「用地調査等共通仕様書」（新潟県土木部）（以下、「共通仕様書」という。）及び、「新潟地方法務局土地建物実地調査要領」（以下「土地等調査要領」という。）によるほか、この特記仕様書により実施する。

（場 所）

- 第2条 業務位置は、魚沼市 中島 地内で別添位置図に示すとおりとする。

（一般事項）

- 第3条 契約書、共通仕様書及び土地等調査要領に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。
- 一 測量作業計画については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
 - 二 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
 - 三 本業務請負時、成果品提出時及び必要に応じて中間時に、監督員が指定する登記嘱託員（以下「嘱託員」という。）と協議するものとする。
 - 四 成果品は、嘱託員の検収により不合格等の判断を受けた場合は、速やかに修正し再提出するものとする。

第2章 用地調査等の基本処理方法

（業務計画書の提出）

- 第4条 主任担当者は、業務着手に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、主任監督員の承認を受けるものとする。
- 2 作業計画書には、次の内容を記載又は添付するものとする。
- 一 作業工程表
 - 二 各業務項目別業務従事者名簿
 - 三 使用機材と検定書（電子計算機の場合、使用プログラム申請書又は国土地理院発行証明書）
 - 四 連絡体制（滞在の場合は、滞在先を明記）
 - 五 安全対策（緊急時の連絡先を含む。）

（支給材料）

- 第5条 共通仕様書第16条第3項の特記仕様書によるものとは、別紙支給品材一覧表のとおりとする。
- 2 戸籍簿及び住民票の謄本は、必要に応じて、監督員から交付を受けるものとする。
 - 3 支給材料については、原則として複写転載を禁ずるものとし、汚損、紛失等ないよう取扱いについては十分注意しなければならない。
 - 4 支給材料は、成果品提出時に一括して返納しなければならない。

(業務打合せ簿の作成)

第6条 受注者は、監督職員との打合せの中で重要事項は、業務打合せ簿に記録し、監督職員の確認を受けるものとする。

(成果品の仮提出)

第7条 受注者は、業務の途中であっても委託者から成果品の提出を求められた場合は、仮提出をしなければならない。

(成果品)

第8条 成果品は、用地測量及び権利調査については極力一冊とする。また、電子媒体（CD-R）で1部提出するものとする。ただし、電子媒体を提出する際はウィルスチェックを実施したうえで提出すること。なお、原図は図面筒に入れて提出するほか、スキャンした電子データを提出するものとする。

(用地測量の面積計算)

第9条 用地測量の面積計算は座標法によるものとする。

第3章 権 利 調 査

(権利者の確認調査)

第10条 共通仕様書第43条第2項第二号に定める権利者に相続が発生しているときの相続関係は、原則として土地登記簿名義人から相続人の範囲を確定できるまでの作業とする。

第4章 用 地 測 量

(境界立会い)

第11条 共通仕様書第52条第1項に定める境界立会いが完了したときに、立会人全員に立会謝金受領書への捺印又は拇印を求めるものとする。

ただし、立会人が立会謝金受領書へ捺印又は拇印を拒否した場合は、監督員に報告し、その後に処置について指示を受けるものとする。

2 共通仕様書第40条第1項第3号でいう標識は、プラスチック杭（材質：合成樹脂杭等永続性があるもの、規格4.5×4.5×45cm）又は金属鋌（規格頭部径15mm）とする。

(復元測量)

第12条 復元測量とは、境界確認において境界点を確認する上で、管轄登記所の地積測量図その他参考資料により境界点の復元を行う作業であり、次の各号の場合に行うものとする。

- 一 境界確認の事前に、所管法務局に存する地積測量図及び地役権図に基づき境界点の復元を行う。
- 二 調査区域が国土調査又は土地改良済の場合、地図及び参考資料に基づき境界点の復元を行う。
- 三 既に用地調査済の地域内について、境界点の復元が必要な場合には、貸与された資料に基づき境界点の復元を行う。

(永久境界埋設)

第13条 永久境界埋設とは、用地管理のために用地幅杭をコンクリート杭（12×12×120cm）に替えて永久境界杭として埋設する作業をいう。

第5章 個人情報の適正な取り扱い

(個人情報)

第14条 受注者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務以外に使用又は公開してはならない。

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第15条 この特記仕様書に定めなき事項または、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

設計業務委託仕様総括

本業務を受注した者は、新潟県土木部が定める「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」に準じて、特記仕様書及び設計図書（別冊の設計書及び図面等）により、関係法令を遵守し業務を実施するものとする。

設計業務委託条件総括表

本業務に関連する調査等が生じ、発注者（監督員含む）から指示があった場合において受注者は調査等に協力するものとする。

この他、以下の事項に留意して業務を行うものとするが、現時点で不明の点及び業務実施に伴い変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 本業務に関連する業務または調整を図る機関について

- (1) 関連する別途発注業務委託（ ————— ）
- (2) 業務の時間的制限（ ————— ）
- (3) 特別な関係機関協議の必要（ ————— ）
- (4) その他

2. 本業務実施において貸与する物品について

貸与品（ ）

3. 用地（借地）及び地元調整等について

- (1) 用地（借地）の未処理箇所（ ————— ）
- (2) 近接作業制限（ ————— ）
- (3) その他

4. 設計条件、設計項目等について

- (1) 設計に使用する条件（特記仕様書のとおり）
- (2) 設計項目及び設計数量（設計書のとおり）
- (3) 設計にあたり考慮する比較検討案（特記仕様書のとおり）
- (4) 工事に伴いマンホール蓋の高さ調整が必要になる場合は、調整高について監督員に報告すること

5. 成果品の納入及び納入方法について

(1) 報告物品及び提出部数

物 品 名	提出数	仕 様 等
報告書	1	
報告書電子成果	1	PDF 及びワード又はエクセル
図面	1	報告書に添付
図面原図（電子データ）	1	CAD データで提出（SFC）
図面縮小版（A3 用紙程度）	1	報告書に添付
コスト縮減設計留意書	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
コスト縮減効果票	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
リサイクル計画書	無	必要な場合、別紙特記仕様書参照
詳細設計照査	無	
設計業務等標準歩掛実態調査	無	

注1) 電子化が必要な場合、利用するソフトウェア及び、保存する電子媒体について監督員と協議すること。

注2) 詳細設計照査が必要な場合、「詳細設計照査要領（（社）全日本建設技術協会北陸地方整備局建設技術巨魁発行）」により実施すること。なお、「主任調査員」及び「調査員」は監督職員を、「総括調査員」は監督職員の上司である課長又は相当職を、「照査技術者」は標準仕様書で定める主任技術者を、「管理技術者」は受注者又はその代理人が適当と認めるものをそれぞれいう。

(2) 設計等における数量表の作成方法

- 1) 数量表の作成に当たっては、最新の「新土木工事積算大系」に沿って行うものとする。
- 2) 数量の表示については、詳細設計等の結果より数量が算出される算出数量と、積算基準〔1 一般土木〕県版（新潟県土木部発行）で明記されている設計数量を作成するものとする。

(3) その他（特記事項）

6. 打合せ協議について

本業務においては、次のとおり打合せ協議を予定している。第1回打合せがある場合において、受注者は契約後速やかに監督員と協議して打合せ日程を決定するものとする。

なお、立会い欄に印がある打合せ協議については、主任技術者が立会うものとする。

打合せ協議	回 数	立会い	備 考
第1回打合せ			測量業務と合わせ1回
中間打合せ			測量業務と合わせ1回
成果品納入時			測量業務と合わせ1回
関係機関打合せ協議	-	-	

道路工事設計業務特別仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、契約書及び「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」(新潟県土木部)(以下「共通仕様書」という)によるほか、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 この業務は、市道整備事業の一環として計画している市道江添上谷内線道路改良事業の実設計を行うものである。

(場所)

第3条 道路建設位置は新潟県魚沼市 中島 地内で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第4条 本作業のための土地立ち入りについて、関係者への通知等は発注者側で行うが受注者は土地立ち入りについて事前に監督員へ連絡するものとする。

第2章 設計条件

(適用する図書)

第5条 本業務の設計に関しては共通仕様書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は監督員の指示を受けるものとする。

第3章 設計作業内容

第6条 本業務における設計作業項目、数量は設計書のとおりである。

(設計作業の留意点)

第7条 設計作業の実施に際し特に留意する点は下記のとおりである。

- 一 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 二 第5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 三 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第8条 本業務の実施にあたっては、設計図書のとおりとする。

第5章 成果品

(成果品)

第9条 提出すべき成果品及び提出部数は「測量作業規定・運用基準」によるほか、共通仕様書に掲げるもののうち仕様総括表によるものとする。

(成果品の装丁等)

第10条 成果品の装丁等は次のとおりとする。

- 一 製本は極力分冊を避け、また分冊を行う場合は、内容の配分を考慮して行うものとする。
- 二 報告書は、長期の使用に耐える通常の装丁を行う。
- 三 提出先 魚沼市役所本庁舎 産業経済部 建設課 工務係

第6章 契約変更

(契約変更)

第11条 契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。ただし軽微なものについては変更の対象としないものとする。

- 一 第6条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。
- 二 第9条に示す「成果品提出部数」等に変更が生じた場合。
- 三 実施期間の変更が生じた場合。
- 四 関係者協議等対外的な協議により設計計画に変更が生じた場合。

第7章 その他

(関係機関との協議)

第12条 各関係機関、特に県道との取り付け協議等の関係書類作成及び打合せは、設計対象とされていないが、発注者より要請があった場合には誠意を持って対応すること。